

5月11日から！高等学校等通学助成金の申請受付開始

●対象 次の要件を全て満たす方

- 町内在住で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程にバスまたは自転車で通学している生徒の保護者
(通信制に通学している場合は、通学実日数などにより審査しますので、教育総務課へご相談ください。)
- 生活保護を受給していない
- 国民健康保険税を含む町税に未納がない

●助成内容(初回申請のいずれか一方のみ)

種類	助成の期間など	助成金額
バス通学助成金	就学期間中 1年度につき1回 最大3回まで	バス乗車区間の3カ月定期代相当額を3で割った額の25%相当額(100円未満切り捨て)×12カ月分
自転車通学助成金	就学期間中に1回	自転車購入額の2分の1(上限2万円。電動アシスト自転車は上限6万円。100円未満切り捨て)

(長期間の臨時休校などが実施された場合、助成金額を減額する場合があります)

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3614

●申請方法

在学と通学方法について学校の証明を受けた上で、5月11日(月)～令和9年2月26日(金)に郵送(必着)または直接、教育総務課へ。
申請書は、教育総務課、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで5月11日(月)から配布します。



町ホームページ
「愛川町高等学校等通学助成金」

交通事故や災害に遭われた方に 災害見舞金を支給します

問 デジタル・協働推進課 交通防犯班 ☎(内線)3245

町ホームページ
「災害見舞金」



町民の皆さんが交通事故や災害などの被害に遭ったとき、応急的な援護を行うため、災害見舞金支給制度を設けています。見舞金の金額など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

●対象 町内在住で、次の被害に遭った方または遺族の方

- ① 交通事故による死亡または負傷(入院を要したもの)
- ② 暴風雨・豪雨・洪水・地震そのほか異常な自然現象または火災・爆発などの原因による死亡・負傷(入院を要したもの)
- ③ ②の災害による住宅の損壊・焼失・浸水または流失
(飲酒運転、無謀運転、自損事故など、事故の内容によっては対象外、または減額となる場合があります)

●申請方法 被害者本人(未成年者はその保護者)または遺族が、災害が発生してから1年以内に申請してください。また、災害の種類によって提出書類が異なります。

町政70周年・公共下水道事業開始50周年記念事業 デザインマンホールふたが 完成しました!

問 下水道課 業務班 ☎(内線)3433

昨年開催の「下水道マンホールふたデザインコンクール」最優秀賞作品(一戸伊央李さん作)を基にしたデザインマンホールふたが完成しました。現在、役場1階の正面玄関付近で展示中です。今後は、町内1カ所へ実際に設置するほか、マンホールカードの作成も予定しています。



展示中のデザインマンホールふた

第1号公園のトリム広場に 屋外トイレと防災倉庫を 整備しました

問 都市施設課 建築・公園緑地班 ☎(内線)3447

多くの方でにぎわう第1号公園トリム広場を、さらに便利に利用していただくため、屋外トイレを新設しました。乳幼児連れの方や高齢の方などにも配慮した多目的トイレを設けているほか、災害に備え、防災倉庫や体育館東側の通路に20カ所のマンホールトイレも併せて整備しました。



第1号公園トリム広場に新設した屋外トイレと防災倉庫